

令和2年7月29日

株式会社東和銀行

## 電子決済等代行業者との契約締結内容

株式会社東和銀行（以下、「当行」）は、平成30年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

### 1. 契約内容

#### （1）利用者に損害が生じた場合の賠償責任の分担について

電子決済等代行業者は、API連携により提供される電子決済等代行業者のサービス（以下、「本サービス」という。）に関して、利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償または補償するものとします。なお、電子決済等代行業者が利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合には、当行及び電子決済等代行業者は両者間で締結した契約内容に基づき誠実に協議し分担する。

#### （2）電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いおよび当行が行う措置について

- ① 電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取扱います。
- ② 電子決済等代行業者は、本サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、電子決済等代行業者の費用と責任において行うものとします。
- ③ 当行は、電子決済等代行業者による利用者保護の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令遵守の観点から高度の問題があると判断した場合、API連携を停止することがあります。

#### （3）電子決済等代行再委託における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者が行う措置および当行が行う措置について

- ① 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者（※）に対して利用情報を提供する場合、自らが当行に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- ② 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不十分であると客観的かつ合理的な事由により判断した場合は、API連携を停止することがあります。  
※電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に該当する事業者のことをいいます。

### 2. 契約締結済の電子決済等代行業者（令和4年11月18日現在）

#### （1）API 接続

freee 株式会社  
マネーツリー株式会社  
SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社  
ソリマチ株式会社  
株式会社ミロク情報サービス  
マネーフォワード株式会社  
株式会社 Zaim  
弥生株式会社

- (2) データ伝送先  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
株式会社東計電算

以 上